

# 各務原市シティプロモーションブック作成業務委託仕様書

## 1. 業務名

各務原市シティプロモーションブック作成業務委託

## 2. 履行期間

契約締結日から令和5年9月29日まで

## 3. 履行場所

市長が指定する場所

## 4. 業務の目的

各務原市が有する自然・歴史文化・暮らし・産業・まちづくり等、市特有の魅力を写真・イラスト・図等を多用して視覚的に分かりやすく紹介し、本市への関心・理解を深めてもらうとともに、本市の魅力を広く発信し、シビックプライドの醸成や移住定住の促進を図ることを目的にシティプロモーションブックを作成する。

## 5. 掲載する内容

### (1) 方針

シティプロモーションブックの用途として、視察や近隣自治体、シティプロモーション、移住定住相談窓口で配布する予定である。そのため、写真を中心とした効果的なデザインと簡潔な文章とし、ビジュアル的に分かりやすく、一見して本市の魅力が伝わるものとする。

また、シティプロモーションブックを見た人が本市の魅力に気づき（再発見し）、愛着を持ち、そして、思わず誰かに話したくなったり、出掛けてみたくなったりするような、行動につながるものとする。

### (2) 次の内容が伝わること

- ・各務原市第2次シティプロモーション戦略プラン「かかみがはらブランドコンセプト」

空と台地の歴史が刻まれた「かかみがはら」。  
それは太古の昔から人々が住み続ける台地の名前。  
三万年の歴史に裏付けられた各務原台地は教えてくれる。  
木曾川が育む自然の豊かさ、  
おいしい地下水の恵み、  
飛行機の歴史と未来を。  
空を見上げ、台地にしっかりと足をつけ、  
自分らしく暮らす。  
空と台地に守られ、子どもが育つ、大切な時間がここにある。  
空と台地の間で、一日がはじまる、幸せの実感。  
My Favorite Place、KAKAMIGAHARA

- ・本市特有の魅力

各務原市は、岐阜県の南部、濃尾平野の北部に位置し、中部都市圏の中心・名古屋市へ

30km の位置にある。市南部には木曾川が愛知県との県境となって流れ、北部には各務原アルプスと呼ばれる山々が連なり、市街地にいながらも自然が近くに感じられるまちである。

広大な緑地空間を有する都市公園をはじめ、大小さまざまな公園があり、都市と自然の調和した景観は、季節の移ろいととも暮らしをさまざまに彩っている。

子どもと保護者が楽しく過ごすための「子ども館」や、休日を皆で楽しむことができる博物館・水族館が点在している。

春の「さくらまつり」、夏の「花火大会」など季節を感じさせるイベントが開催され多くの人で賑わいを見せている。

航空機、自動車、工作機械など日本の優れた技術が集まり、県下屈指のものづくりのまちとしての一面もあり、意欲と能力を最大限に発揮できる企業が多くある。

東西に長い市域を持つ各務原市は、東西に走る国道 21 号、南北に走る主要地方道・江南関線などで岐阜市や愛知県に連絡している。市の中央には JR 高山本線と名古屋鉄道各務原線が東西に走り、また、市の西端には東海北陸自動車道・岐阜各務原 IC があるなど、利便性の高い交通網が形成されている。市内各地域には公共施設や医療機関、商業施設などが立地し、「暮らしやすさ」と「働きやすさ」が両立している。

公園や国の有形文化財で開催されるイベントには市内外より多くの人を訪れ、既存の施設を活用して新たな価値を生み出す各務原市の取り組みは、良好な都市ブランドイメージの向上につながっている。

「しあわせを実感できるまち」の実現を目指し、「ひと」「くらし」「まち」をともにつくり育むために、市民や自治会、NPO、企業と行政が一丸となり取り組んでいる。

## 6. 委託料

円（消費税及び地方消費税を含む）

内訳

業務内容	数量	単価	金額（円）
企画費	1 式		
編集費	1 式		
デザイン費	1 式		
取材費	1 式		
	小計		
	消費税（10%）		
	合計		

## 7. 業務の内容

### （1）表紙及び本文全般にわたる企画・デザインの作成

・企画立案、デザイン、レイアウト、イラスト、グラフ、図の作成、写真の提供、原稿、編集、校正、校閲、納品などシティプロモーションブック作成に必要な全ての作業を実施すること。

・デザインについては、ユニバーサルデザインに配慮したデザインにすること。

・写真を多く、活字を少なくすること。

- ・写真については、受注者において用意したもの及び本市が所有する写真を使用する。
- ・校正は3回以上実施すること。

## (2) 納品

受注者は、以下のデータを作成し、デジタルメディア（CDまたはDVD）に保存し納品すること。なお、元となった画像データ、図表データ、イラストデータ、文字データも含めること。

### ・PDFファイル

#### (ア) 低解像度PDFファイル（ホームページ掲載用）

ディスプレイ上及び印刷しても十分判別可能であること。

#### (イ) 高解像度PDFファイル（二次利用用）

画像解像度300dpi以上のできるだけ高解像度であること。

### ・AIファイルまたはINDDファイル

#### (ア) ソフトウェア「イラストレーター」または「インデザイン」で作成した版下データ

#### (イ) 再編集可能なデータ

## 8. 仕様・規格等

- ・サイズ：A4判（中綴じ）
- ・ページ数：20ページ程度（表紙・裏表紙含む）
- ・全ページフルカラー

## 9. 契約代金の支払い時期及び方法

契約金額の支払い方法は、業務終了後一括払いとする。完了届を受理した日から10日以内に検査をし、当該検査後、適法の支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

## 10. その他

- (1) 委託業務の履行にあたっては、専任者を配置すること。
- (2) 成果品の納入場所は、市長が指定する場所とする。
- (3) 委託業務の履行にあたっては、広報課の担当職員と十分な連携及び協議を図り、その指示に従うこと。
- (4) 業務を円滑に行うため、打ち合わせ、業務に関する情報提供等、受注者は市への協力を惜しまないものとする。なお、打ち合わせ等に関する交通費は、全て本契約に含まれるものとする。
- (5) 本業務の成果品に係る所有権並びに著作権等一切の権利は市に帰属するものとし、市が自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。
- (6) 成果物に誤りや不備が発見された場合は、委託期間完了後であっても受注者の責任において無償で訂正、補償等を行うものとする。
- (7) 第三者が保有する著作権等の権利を利用する場合は、許可等を得て利用すること。その際に発生する費用については、本契約に含むこととする。
- (8) 本業務により生じた第三者との争いについては、受注者が責任をもって解決し、発注者へ報告をすることとする。
- (9) 受注者が業務を遂行するにあたり、必要となるすべての経費は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

- (10) その他、仕様書に定めのない事項が生じた場合は、速やかに広報課の担当職員と協議し、その指示に従うこと。
- (11) 受注者は各務原市契約約款及び仕様書等に基づき、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

#### 1 1. 業務の適正な実施に関する事項

##### (1) 関係法令の遵守

委託業務の遂行について関連する法令等がある場合は、当該法令等を遵守すること。

##### (2) 業務の一括再委託の禁止

受注者は、受注者が一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を委託することができる。

##### (3) 個人情報保護

受注者が委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及びこの法律の施行のために各務原市が定める条例等に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

##### (4) 守秘義務

受注者は委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

##### (5) 業務の継続が困難となった場合の措置について

市と受注者との契約期間中において、受注者による業務の継続が困難になった場合の措置は次のとおりとする。

###### i) 受注者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受注者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、市は契約の解除ができる。この場合、市に生じた損害は、受注者が賠償するものとする。

###### ii) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、市及び受注者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

##### (6) 受注者の責務について

受注者は、円滑に業務が行えるよう十分な体制をとること。また、業務遂行に伴って関係機関等との間で生じたトラブル等については、受注者が責任をもって対応すること。

##### (7) 暴力団等による不当介入への対応について

i) 受注者は契約の履行に当たって暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、市長及び各務原警察署長へ通報しなければならない。なお、正当な理由がなく通報がない場合は入札参加資格停止の措置を行うことがある。

ii) 受注者は、暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、契約書等に基づき協議を行うものとする。